

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	新燃料検査台点検保守に関する作業許可手続き（追加安全処置）において、当直長の承認を得ないまま操作禁止タグを印刷し、安全処置を実施したため、対応検討	C	
2	1号機	タービン建屋換気空調系給気用外気処理装置の冷却コイル入口温度指示計において、指示不良が認められたため、当該温度計を点検・校正	D	
3	2号機	燃料交換機の定例点検時、トロリレオナード盤の速度制御用基板に故障が認められたため、当該基板を交換	D	
4	3号機	中央制御室制御盤（9-4）の原子炉隔離時冷却系タービン回転数指示計において、指示不良が認められたため、当該計器を交換	C	
5	3号機	原子炉建屋大物搬入口外扉において、開閉表示灯の脱落が認められたため、当該表示灯を取付け	D	
6	4号機	中央制御室制御盤（9-5）において、「RMCS/RPIS システム軽故障」の警報が発生したため、制御棒手動制御盤にて確認したところ、「コントローラ異常」の警報発生が認められたため、当該コントローラを点検・修理	C	
7	5号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器冷凍機（A・C）の容量制御弁の点検時、本体フランジ部より冷媒のリーク（微少）が認められたため、当該部を修理	D	
8	5号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器冷凍機（B）の冷却水量調整弁の点検時、シートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
9	5号機	タービン建屋2階排気ダンパの点検時、現場用リミットスイッチ動作用ストライカの脱落が認められたため、当該ストライカを取付け	D	
10	5号機	搬出物品測定時、搬出基準の汚染密度を超える物品（ケーブル）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
11	5号機	廃棄物処理系廃液ろ過器二次ベント弁及びドームドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	5号機	中央制御室CRTモニタ（No. 3）において、映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
13	6号機	再循環ポンプ（A・B）上部振動計の警報設定値の確認時、設定値根拠書の値と計器点検データ及び計器仕様表記載の設定値とに不整合が認められたため、対応検討	C	
14	6号機	原子炉建屋低電導度ドレンサンプ（A・B）用温度スイッチの設定値に不整合が認められたため、対応検討	C	
15	集中環境施設	高圧圧縮設備操作室パソコンプリンタの動作確認時、印字結果の一部に不具合が認められたため、当該プリンタを点検・修理	対象外	
16	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）炉内圧力補助調節弁において、動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEA64101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで